

「原子力災害対策」情報 No. 1

特集：「安全協定」

2012. 1. 10

略称〈越境〉ネット・富山

〒936-0856

富山市牛島町6-1-905

Tel. 076-441-7843

Fax. 076-444-6093

「既存の原発に対する規制の強化と原子力災害に対する対策の強化をはかりながら、原発に依存しない社会・暮らしの在り方をいかに実現するか」——このことが、3・11以降、この列島に住むすべての住民及び地域自治体の共通課題になりました。そして、地域自治体が「原子力災害対策」をどうするかが、この列島上の原発をどうするかという大きな問題の焦点にせり上がってきています。

〈越境〉ネット・富山は、地域自治体が直面しているこの問題に取り組む上で、重要だと思われる情報を伝え、取り組むべきポイントを明らかにすることを試みます。

フォーカス：安全協定

「安全協定」の「規制」力

1. 「ソフトロー」の柔軟さ

法律上は、自治体に原発の稼働を規制する権限はない。しかし、列島各地の原発立地自治体と電力事業者との間で結ばれてきた「安全協定」は、事業者にとっては非常に重みのあるものとして受け止められている。

「安全協定」は、法的規制力をもたないが、いわゆる「ソフトロー」であるが故に、社会情勢の変化に合わせて改訂していくことが容易である。実際、各地の「安全協定」を見ると、改訂を重ねているものが多い。

2. 明文化されていない力

現在、福井県などのいくつかの「安全協定」には、施設の新増設時やトラブル等の計画外停止後の運転再開についての事前協議・事前了解の項目はある。しかし、定期点検のために停止した原子炉の運転再開にあたっての事前協議・事前了解までは、明記されていない。

ところが、3・11以後は、「事故」を起こした東電以外の事業者のものであれ、定期点検のための計画的停止のものであれ、列島上のすべての運転停止中の原発は、再稼働されていない。これは、「ストレステスト」によって、時期がずれ込んでいることも一因であろうが、なにより、「『地元の理解』を得た上で運転を再開したい」とする事業者と、「住民の不安が取り除けないうちは、再稼働は認められない」とする自治体との、現時点での一致した判断によるものであると言える。

もともと「安全協定」上の事前了解は、施設の新増設時とされていたのだが、80～90年代頃から、トラブル・不祥事での停止が絶えない事態を問題視した自治体側は、それらを理由に停止した原発の運転再開にあたって、事前了解を準用するようになった。（新潟・福井・青森では、計画外停止後の事前協議が改訂により、条文に明記されることになった。）この準用された計画外停止後の事前協議の範囲が、3・11後さらに拡大されたわけである。これは、立地自治体が長年にわたって事業者と渡り合う中で蓄積してきた「団体自治」の力量の現れである。

「安全協定」の中身

1、改訂を重ねる新潟県

新潟県、柏崎市及び刈羽村と東電は、1983年の協定締結から、これまでに8回改訂している。その中には、事故・トラブルが原因で改訂したものが、4回もある。

1992年－福島第二3号機再循環ポンプ損傷

－請負企業を含めた品質保証活動の徹底、状況確認・立入調査、通報連絡事項の拡充

2003年－東電不正問題

－情報公開条項、技術委員会の設置条項の新設

2005年－人為ミス続発

－品質保証活動の充実、原子炉の運転停止要求の明文化

2007年－データ改竄問題

－トラブル等内部情報受付窓口の設置、取組状況の報告聴取、測定結果の迅速な公表、国民保護計画の位置付け

新潟県は、「安全協定」を原子力規制の要にしていることがうかがえる。

2、改訂しない石川県

逆に、石川県及び志賀町と北電とが締結している「安全協定」は、運転開始以来、これまでにトラブルや臨界事故隠し等、いろいろな問題があったにも関わらず、自治体合併による改訂以外に一度も改訂されていない。これは、静岡や愛媛と並んで、全国的にもかなり異例である。

協定内容は、標準的なものであり、新潟県が事故・トラブルの度に東電との間で追加してきた項目は、ない。また、福井県や新潟県のような、計画外停止後の運転再開についての協議の項目も、ない。

しかし、他の自治体が結んでいる「安全協定」と同様、「適切な措置の要求等」の項目（第12条）があり、自治体は「地域住民の安全確保及び周辺環境の保全のため、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずることを求めることができ」、北電は「誠意をもってこれに応じ、その原因を説明するとともに、措置の内容及び施設の使用開始計画について協議するものとする」ということになっている。この条文は、かなり自治体に「規制」力を与えられるはずである。

なお、石川県及び志賀町と北電とが「安全協定」を結ぶ際に、「立会人」という中途半端な立場で、羽咋市、七尾市、中能登町が参加している。この「立会人」を置く「安全協定」は、全国的に珍しく、3市の複雑な思いは、想像に難くない。志賀町に隣接するこの3市は、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内にあり、現在、北電に対し「安全協定」の締結を求めている。

隣接自治体が結ぶ「安全協定」

1、立地市と隣接市が対等な浜岡方式

「安全協定」は、以前は立地県及び立地市町村と事業者の三者で締結されることが通例だったが、近年になって、締結段階では含めていなかった隣接市町村を、締結主体に加える例が徐々に増えてきた。

逆に、立地自治体と周辺自治体を行政区分で線引きしないで、始めから複数の自治体が「安全協定」の締結主体になっている一例を、ここで紹介する。現在全面停止している中部電力浜岡原発は、中部電力と静岡県及び立地の御前崎市に加えて、周辺3市（牧之原・掛川・菊川）が対等な立場で締結している。この「浜岡」での意志決定の中心は、県ではなく、立地市及び隣接3市である。「地元」の範囲をその4市として広く捉え、その4市での意見調整の結果を「地元の意向」として尊重し、それをそのまま県の意向とするプロセスで意志決定をしている。基礎自治体が主体的に動き、下から意見表明・合意形成を積み上げていくやり方は、大いに参考にすべきではないだろうか。

しかし、この浜岡のようなケースは少なく、多くの場合、立地自治体の「協定」と隣接自治体の「協定」とで、内容の差異化がはかられている。隣接地の「協定」は、事前了解の項目がなく、通報・連絡がメインの内容になっているのが、これまでの通例である。

2、3・11以後初めて結ばれた隣接県の「安全協定」

3・11によって、原子力災害の規模に対するこれまでの認識が、まったくの見当外れであることが実証された。原子力安全委員会は、EPZ（緊急時計画区域）をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に変え、原発からの距離を8～10キロから30キロの範囲にまで広げざるを得なくなった。

この事態を受けて、現在、事業者に対して「安全協定」締結を要望する立地県内の隣接自治体や隣接県や隣接県内の自治体が、全国的に多数出現してきている。

そんな中で注目されたのは、昨年末に3・11以降初めて締結された中国電力島根原発と隣接県の鳥取県・米子市・境港市との「安全協定」である。しかし、島根県・松江市が結んでいる内容と同等の内容を求める鳥取県側の求めに対し、中国電力は難色を示し、結局、改訂可能であることを条件に、「発言権」の拡大を恐れる電力側の言い分に譲歩する形での「安全協定」締結となった。

鳥取県側との新たな「安全協定」では、島根県との「安全協定」では第6条にあたる「増設計画などについての事前了解」は「計画等の報告」にとどめられ、第11条にあたる「原発内への立入調査権」は認められず、「現地確認（説明）」にとどめられた。さらに、その第11条から続く第12条「立入検査結果をもとに適切な処置を求める権利」は、放棄させられた。

周辺自治体の「安全協定」を求める動きは列島各地で相次いでおり、福井県の高浜原発から4.4キロの京都府は関電と、佐賀県玄海原発から8.3キロの長崎県は九電との協議を進めている。滋賀県も福井県内で稼働する3事業者と年度内に締結案を練ることで一致した。なお、どこの場合も、事前了解を含めた「安全協定」を結べるかどうか、大きなポイントである。



「地域自治体」は、「自らの地域の自律／自治をどう進めるか」という問題として、「原発をどうするか」という問題に立ち向かうことができるか？

「3月11日」という未曾有の経験に学び、様々な自治体が相互の連携を模索しながら、それぞれの地域で「原子力災害対策」あるいは「原子力規制行政」について見直しをはかる動きが、進んでいます。今「原子力安全委員会」で、いわゆる「防災指針」の検討が進んでいますが、それが進むにつれて、全国各地の「原子力災害対策」及び「原子力規制行政」——具体的には、それぞれの地域の「防災計画」及び、電力事業者との間での「安全協定」の問題——について、見直しや修正をはかっていく動きが、急を告げています。

今、それぞれの地域自治体が、「地域防災計画」をどうするか、また、電力事業者との「安全協定」をどうするかという問題が、この列島に存在する原発をどうするかという大きな問題の焦点にせり上がりつつあります。

私・たち「〈越境〉ネット・富山」の正式名称は、『「越境」する「原子力災害対策」／「原子力規制行政」を求める「住民」ネット・富山』なのですが、この「越境する」というフレーズは、一方で「原子力災害対策」や「原子力規制行政」に係っていますが、同時に、もう一方では「住民」という言葉にも係っています。

ということは、とりもなおさず、私・たち自身に今何よりも求められていることは、これまでの私・たちの存在の枠を、私・たち自身が「越境」すること。そして、「地域住民」—「地域議会」、—「地域自治体」が相互に連携をはかりながら、「地方自治体」としての今までの枠を乗り越えて、「地域自治体」として、今、「この列島上に存在する原発をどうするか」という問題に立ち向かうことが、きわめて重要であると、私・たちは考えています。

言い換えれば、私・たち「地域住民」が「住民自治」の力を強め、それを「地域議会」が「地域自治体」へとつなぎ、「地域自治体」がまさに「自らの地域の自律／自治をどのように進めるか」という問題として、この日本列島上に存在している全ての原発をどうするかという問題に、立ち向かうことが求められているのではないかということに、他なりません。まさに、ここに私・たちの課題があります。



新聞切り抜き帖

富山・石川県下自治体／議会情報

志賀原発30キロ圏内自治体の見解

自治体名	人口	原子力安全協定について
石川県七尾市	5.7万人	今のところは3自治体で取り組みたい。30キロ圏内自治体も同時に申し入れをする意向であれば、やぶさかではない
羽咋市	2.2万人	これまで通り2市1町でいくのか、範囲を広げていくのかコメントを控えたい。県や北電、周辺自治体の動きを静観したい
中能登町	1.8万人	今までの2市1町の枠組みを大事にしながら、他の皆さんとどんな形になるのか、これからの話
輪島市	2.9万人	穴水町と相談し協定参加を求めたい。奥能登広域圏内でも話しており、市単独では参加を求めない。県とも相談したい
かほく市	3.4万人	締結すべき自治体の範囲について国が指針を示すべきだ
宝達志水町	1.4万人	立地町の志賀町を含めた羽咋郡市広域圏としてや、UPZの全自治体で安全協定締結を求めるならば加わる
穴水町	0.9万人	志賀町の過去の苦勞を思うと、現行の志賀町と県が結ぶ形がよい。これまでより意見を言える立場にはしてほしい

原発安全協定

締結求め連携模索

志賀周辺市町防災域拡大で

国の原子力安全委員会が原発事故に備えた防災示したことで、電力会社と原子力安全協定の締結が連携して締結を求めてきたが、新たな枠組みで。（原発問題取材班）

氷見市と富山県も

北陸電力との安全協定に積極的な石川／富山県下の自治体

(2011年12月現在)

自治体名	「安全協定」に関する見解
石川県七尾市	今のところは3自治体で取り組みたい。30キロ圏内自治体も同時に申し入れする意向であれば、やぶさかではない。
羽咋市	これまで通り2市1町でいくのか、範囲を広げていくのかコメントを控えたい。県や北電、周辺自治体の動きを静観したい。
中能登町	今までの2市1町の枠組みを大事にしながら、他の皆さんとどんな形になるのか、これからの話
輪島市	穴水町と相談し協定参加を求めたい。奥能登広域圏内でも話しており、市単独では参加を求めない。県とも相談したい。
かほく市	締結すべき自治体の範囲について国が指針を示すべきだ。
宝達志水町	立地町の志賀町を含めた羽咋郡市広域圏としてや、UPZの全自治体での安全協定締結を求めるならば加わる。
穴水町	志賀町の過去の苦勞を思うと、現行の志賀町と県が結ぶ形が良い。これまでより意見を言える立場にはしてほしい。
内灘町	40キロ圏であるが、北陸電力と安全協定を締結したい。
富山県	防災会議で議論して、とりまとめのめどが立った段階で北陸電力と協議したい。
氷見市	市民の安全確保のために、県と考えていく課題だと思っている。

※但し、内灘町と富山県は、こちらで別の記事から追記した。